

令和 8 年度若年技能者人材育成支援等事業推進計画

栃木県地域技能振興コーナー

実施要領	実施計画の内容
1 事業の実施体制等	
(1) 地域技能振興コーナー ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。 イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。 ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。	(1) ア 栃木県職業能力開発協会内に「栃木県地域技能振興コーナー」を設置し若年技能者人材育成支援等事業の運営に当たります。 イ ① ものづくりマイスター新規認定数目標：8人以上 ② ものづくマイスター派遣コーディネート 訪問頻度：2日／月 ③ 連携会議の開催：2回／年 ウ 計画した事業の進捗状況を適切に把握し、目標達成の為に活動していきます。 実績報告等は要求に応じ遅延なく確実に実施します。 また納入成果物として設定されている成果物は決められた期限内に納入いたします。
(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制 ア 地域技能振興コーナー長の配置	ア 地域技能振興コーナー長（以下「コーナー長」という）について組織運営及び実務能力に秀でた者を1名配置し、以下①～④の業務を行います。 ① 地域における本事業の責任者として、厚生労働省と中央技能振興センターとの連絡調整・情報共有等を行います。 ② 本事業の目標達成のため、当該地域における事業の進捗状況の管理及び実績把握を行ないます。 ③ 地域の業界団体、企業、教育訓練機関等との連絡調整、業務の遂行及び目標の達成に必要な会議の主催等を行ないます。 ④ その他、本事業で実施する事業に必要な業務について

イ 一般職員及び事務補佐員の配置	て責任を負います。 イ コーナー事業を適切に実施するのに必要な人数分の一般職員を配置し以下の①～③の業務を行ないます。 ① 事務長 ・事業の進捗状況及び実績管理、コーナー長が主催する会議運営 ・技能五輪等競技会関係／連携会議／技能士会等他団体との対外関係対応 ・ものづくりマイスター認定・登録に係る業務 ・コーディネーター業務管理 ・本事業で実施する事業に必要な企画、立案業務 ② 経理事務担当者 ・本事業の庶務、経理、傷害保険等の手続き業務 ・事業予算の進捗管理と報告 ・技能五輪等競技会関係の支援に係る業務 ③ 業務担当コーディネーター（１名） ・コーディネート業務全般 ・ものづくりマイスター等活用推進業務全般
２ ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(１) ものづくりマイスターの開拓 企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。 また、過去３年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認した上で、活動継続する意思がない又は活動継続が困難である等のものづくりマイスターについては、登録解除の手続を行う。	(１) ものづくりマイスターの開拓 ものづくりマイスターの開拓については、対象職種に該当する企業・業界団体等を随時訪問し、候補者の情報収集等を行います。また、候補者の人選に当たっては職種毎の登録人数を踏まえたうえで地域ニーズを勘案し、不足している職種について重点的に人選をして、認定登録を行います。 訪問頻度：２日／月 認定者数：８人以上 ものづくりマイスターへの活動継続確認 過去３年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターを対象にした指導技法等講習会開催案内の際に併せて活動継続確認を実施します。 活動辞退を申し出たものづくりマイスターについては速やかに登録解除に係る手続を実施して、ものづくりマイスターデータベースの情報が常に最新の状態なるよう努めます。

(2) ものづくりマイスターへの説明 認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること。	(2) ものづくりマイスター認定申請要領に則り、ものづくりマイスター認定手続きを進めるなかで、指導技法等講習会の受講対象者であるか否かを把握し、受講対象のものづくりマイスターは、実技指導等を担当する前に講習会への参加が必要な旨を周知します。
(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。	(3) 認定申請の書類作成にあたってコーナーは、ものづくりマイスター認定候補者と協力のうえ申請書等を作成し、受理業務を行います。受理した認定申請書等は、内容の確認等行ったうえで取りまとめ、申請締切日までセンターへ提出します。
(4) ものづくりマイスターに対する研修 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること。 イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2.3(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。 なお、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しても、最新の指導技法等に係る講習を行うこと。	(4) ア ものづくりマイスターの新規認定確定以降に「指導技法等講習の講師養成研修」を受講した外部の方、もしくはコーナー職員が講師を担当して開催します。 回数：2回/年を予定 併せて過去3年間に一度も指導実績のないものづくりマイスターを対象にした研修を新規認定者と合同で開催します。 イ 指導技法等講習会の開催にあたっては、中央技能振興センターから提供された資料を基に実施します。 また、ものづくりマイスター新規認定者については中央技能振興センターが開催する「指導技法等講習の講師養成研修会」への参加を推奨します。 研修内容は「指導技法等講習」に併せて「個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等の防止の講習」並びに「サポステ支援対象者向け指導技法」等を盛り込むようにいたします。 過去3年間に一度も指導実績のないものづくりマイスターを対象にした講習を行う際には、開催案内時にテキストや事例集の情報提供による受講が可能な旨、周知します。

ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。 エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 第2.3(2)ア(ウ)に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。	ウ 参加者には栃木県の規定に沿った交通費を支給します。 エ 「事例発表・意見交換会」への参加はものづくりマイスター自身が活動を進める上での情報を共有できる貴重な機会と捉え、開催される職種で対象となるものづくりマイスターを人選し参加の勧奨を行います。参加したものづくりマイスターには謝金及び交通費を支給します。 参加者は2名程度を見込みます。
3 ものづくりマイスター及び熟練技能者の活用に係る業務について	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣等を行うこと。 ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談・援助 イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助 ウ ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣やそのためのコーディネート	(1) 専任のコーディネーター1名を配属して、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣業務を行います。 ア 技能検定実施部門や経済団体・労働団体等の協力を得て中小企業・業界団体・工業高校等、訪問先の選定及び情報収集を行います。 訪問した際は、ヒアリング等によりニーズを把握し技能検定の実技試験課題や技能競技大会の競技課題等を活用した指導実施に向け適切なコーディネートを行います。 イ ものづくりマイスター派遣先の実技指導実施条件等が整っていない場合は公共の訓練施設等の活用をコーディネートし、好条件での実技指導体制の構築に努めます。 ウ 指導希望に沿ったコーディネートを行います。 ただし、対応できるものづくりマイスター及び熟練技能者がいない場合は、広域派遣を活用して実技指導実施に努めます。

(2) ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣による指導の実施	(2)	<table><tr><td></td><td>指導先</td><td>活動数</td></tr><tr><td>① ②</td><td>中小企業・業界団体</td><td>250</td></tr><tr><td>③</td><td>工業高校等学校</td><td>1,200</td></tr></table>		指導先	活動数	① ②	中小企業・業界団体	250	③	工業高校等学校	1,200
			指導先	活動数							
① ②	中小企業・業界団体	250									
③	工業高校等学校	1,200									
ア 派遣対象企業等・指導対象者	ア										
(ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。	(ア)										
① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。）等	①②	本事業を利用した事がない、または近年利用をしていない県内の中小企業、業界団体等に対して事業案内のリーフレット等資料の郵送や訪問により、事業内容や本事業活用による有効性の説明を行い、新規利用企業等の開拓に努めます。									
② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。）											
③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）等	③	工業高校等学校については昨年度まで利用実績のある学校を中心に訪問し、生徒等の技能習得を目指している職種に於いて、基本から技能検定課題を活用した内容等幅広い技能についての指導実施提案に努めます。 訪問頻度：5日/月 中小企業・業界団体新規開拓 目標：8社/年 ものづくりマイスターの活動数：2,600人日以上 (ものづくりの魅力発信含む)									
		※ ものづくりマイスター対象分野以外の指導ニーズへの対応として最適の熟練技能者を人選し企業・学校等に派遣します。 受講者数：9人日程度									
(3) ものづくりマイスター及び熟練技能者による若者に対する「ものづくりの魅力」発信	(3)	<table><tr><td></td><td>指導先</td><td>活動数</td></tr><tr><td>ア イ</td><td>サポステ・小中学校</td><td>550</td></tr><tr><td>ウ</td><td>不特定多数</td><td>600</td></tr></table>		指導先	活動数	ア イ	サポステ・小中学校	550	ウ	不特定多数	600
			指導先	活動数							
ア イ	サポステ・小中学校	550									
ウ	不特定多数	600									
ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信	ア	地域若者サポートステーションから、ものづくりマイスター派遣及び熟練技能者による指導要請があった場合は積極的に実施の検討をおこない「ものづくりの魅力」発信に努めます。									
イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」	イ	ものづくりに興味を持ち、将来ものづくり現場での就業等を実現できるよう、ものづくりマイスター及び									

力」発信 ウ 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信 ※ 該当県においては、各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信も含む。	熟練技能者を活用した「ものづくりの魅力」発信を行います。 ウ 対象者を小中学校の児童・生徒及びその保護者等として年齢層を幅広く設定して開催します。その際は業界団体の協力を得て、コーナー自らが計画立案しウェブサイト等に掲載案内・募集案内を掲載し多数の参加対象者に周知広報するよう努めます。
4 地域における技能振興事業の実施	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 本事業において、技能五輪全国大会の予選を実施するとともに、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を援助することとし、若年者の技能レベル向上等を図ることとする。 ア 技能五輪全国大会の予選の実施 (ア) 対象地域 予選会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。 (イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等 a 本事業で行う予選会の実施職種 b 予選会の参加手数料の徴収	(1) 技能五輪全国大会の予選の実施 予選会の実施は、本県の若年者に技能五輪全国大会を目指すという目的を与えることで、技能水準の向上及び技能者を目指す若者の拡充が期待できることから開催します。 ア (ア) 対象地域：栃木県 (イ) 栃木県職業能力開発協会が独自の選考基準により推薦する職種1職種について技能検定とは別に予選会として競技を実施します。 (ウ) 予選会実施の競技職種 a 実施職種：西洋料理 参加人数：4名程度 実施時期：第4四半期2月上旬 b 規定に則り予選会開催の参加手数料を徴収します。

予選会参加者から、参加手数料 2,000 円を徴収すること。 (エ) センターへの情報提供 技能五輪全国大会の予選会をコーナーが実施する場合には、実施予定日、実施職種等の必要な情報をセンターからの求めに応じて提供すること。 イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 コーナーは、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該都道府県の若年技能者が選手として参加する場合に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行うこと。	(エ) 技能五輪全国大会の予選会開催情報は、中央技能振興センターの求めに応じ提供いたします。 イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会の参加を促進するため、中小企業・教育訓練機関に所属する参加選手と指導者の旅費及び工具等の運搬費について、これまで支援した実績を基に予算化し援助を行い、中小企業等の大会への参加促進を行います。 (支援予想人員) ・技能五輪全国大会（10 職種 7 社/校） 選手：約 20 名、指導者：約 10 名 ・若年者ものづくり競技大会（8 職種 3 校） 選手：約 12 名、指導者：約 8 名
(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援及び記念式典の実施 ア 表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	(2) 被表彰者のプロフィール（仕事に就いたきっかけ等）、仕事に対する思い（やりがいや苦労したこと）、これから働く方に伝えたいこと及び写真（作品及び作業風景）について、センターが示す編集方針に沿って被表彰者に取材を行い、コンテンツ入力シート等を完成させてセンターに提出します。
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応	(3) 栃木県は2件の「地域発いいもの」、4件のグッドスキルマークの認定の事業者等があり、相談を受けた際は情報を把握すると共に、センターへの問合せ先を案内します。
5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について	
(1) 連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を	(1) 連携会議の設置について 栃木県・経済団体・労働局等をメンバーとしたコーナー主催の連携会議を年2回開催し、推進計画や実施計画の策定及び事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定、並びに事業実施状況等の報告を行ないます。

設置し、運営すること。	
(2) 連携会議の開催回数 連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。	(2) 連携会議の開催について ・1回目（5月中旬） 内容：事業実施にあたって連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定） ・2回目（12月上旬） 内容：当該年度の事業実施状況報告及び次年度に向けた改善事項等の協議 連携会議の構成について ・栃木県労働政策課 ・教育委員会高校教育課 ・商工会議所連合会 ・商工会連合会 ・経営者協会 ・中小企業団体中央会 ・栃木労働局 ・日本労働組合総連合会 ・技能士会連合会 ・高齢・障害・求職者雇用支援機構 ・建築系代表事業所 ・製造系代表事業所 ・高等学校教育研究会工業部会
(3) 都道府県労働局との連携 中小企業及び教育機関（大学、専門学校等）等における派遣指導について、都道府県労働局と連携の上、派遣先の開拓を実施すること。	(3) 栃木労働局は連携会議の構成員として協力をお願いしていますが、別途年度当初に訪問してものづくりマイスター派遣先開拓の相談を実施します。具体的な内容として、若年者が技能習得を目指している大学や専門学校等の教育機関及び中小企業等の紹介をしていただき、新規のものづくりマイスター派遣先開拓の活動を実施します。また合わせて、ものづくりマイスター派遣パンフレット等を労働局内に配架することによる制度の周知協力を依頼します。